

家裁への申し立て視野に

A 原則として、遺産分割協議は相続人全員の同意がなければ成立しません。このため、まずは音信不通の相続人の所在調査を行います。

具体的には、その相続人の本籍地が分かれば戸籍の付票で住民票上の住所を探しますが、この住民票上の住所地に不在の場合には、他の親族等へ聞き取りを行って居所を探索するほかありません。

この方法で調査しても相続人の所在が分からない場合には、①行方不明者の生存を予測して、家庭裁判所に不在者財産管理人の選任の申し立てを行い、選任された財産

管理人が不在者に代わって他の相続人と遺産分割協議をする方法②行方不明者について、行方不明の期間が7年を超えている場合など失踪宣告の要件を満たす場合には、失踪宣告の申し立てを行うことで同人が亡くなった

ものとして遺産分割協議を行う方法①があります。①の場合には、不在者財産管理人は、家庭裁判所の権限外行為許可を得た上で不在者に代わり遺産分割協議を行うことができます。この場合、音



イラスト/小林隆一

SHIMOTSUKU GRAPHICS

信不通の相続人に財産を渡す必要はないようにも思われますが、不在者財産管理人は、不在者の利益を損なうことはできないため、相続分をゼロとするような遺産分割協議はできず、原則として法定相続分を確保します。

②の場合には、行方不明の相続人は死亡したものとみなされ、その者の相続人が加わり、遺産分割協議を行います。もっとも失踪宣告がなされると、その者は死亡したものと見なされるため、親族の心情として申し立てに踏み切れないこともあるでしょう。その場合にあって①の手段を選択することは可能です。

相続人が行方不明

Q 相続人の中に、どこに住んでいるか分からず、連絡が取れない人がいます。遺産分割協議ができない場合は、どのようにしたらよいですか。

(終活アドバイザー・弁護士・関口久美子)